

2025年版 ユーキャンのケアマネジャー資格書籍シリーズ 法改正等に関するお知らせ

※2025年4月までに発表された通知・政省令・法令の内容のうち、2025年の試験範囲に関連し、かつ本書に未記載の内容をまとめています。

※本書『速習レッスン』の対応分野とレッスンNo.を付記していますのでご参考ください。各分野は略称で示しています。

介護支援分野→**介護** 保健医療サービス分野→**保健** 福祉サービス分野→**福祉** Lesson→**L**

地域支援事業実施要綱の改正

地域支援事業実施要綱が改正され、**介護予防・日常生活支援総合事業**の名称が一部変更になりました。また、包括的支援事業では、「事業」と「業務」の表記が混在していましたが、「事業」で統一されました。※本書では、**業務(事業)**と併記しています **△介護L18**

■地域支援事業実施要綱

変更前	変更後
<u>介護予防・生活支援サービス事業</u> （第1号事業）	<u>サービス・活動事業</u> （第1号事業）
<u>従来の介護予防訪問介護相当のサービス</u>	<u>従前相当サービス</u>
訪問型サービスA	訪問型サービス・活動A
訪問型サービスB	訪問型サービス・活動B
訪問型サービスC	訪問型サービス・活動C
訪問型サービスD	訪問型サービス・活動D
<u>従来の介護予防通所介護相当のサービス</u>	<u>従前相当サービス</u>
通所型サービスA	通所型サービス・活動A
通所型サービスB	通所型サービス・活動B
通所型サービスC	通所型サービス・活動C
<u>総合相談支援業務</u>	<u>総合相談支援事業</u>
<u>権利擁護業務</u>	<u>権利擁護事業</u>
<u>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</u>	<u>包括的・継続的ケアマネジメント支援事業</u>

第1号被保険者の保険料率などにおける所得基準の見直し

老齢基礎年金(満額)の支給額が809,000円となることを踏まえて、介護保険料率の算定において、年金収入等80万円を基準として設定している第1、第2、第4、第5段階についての基準が見直されました。 **△介護L21**

高額介護(予防)サービス費、特定入所者介護(予防)サービス費の年金収入等80万円の基準も同様に見直されました。

△介護L11

■介護保険法施行令による変更事項

種別	変更前	変更後
所得段階別定額保険料の算定方法における第1、第2、第4、第5段階	年金収入などが <u>80</u> 万円	年金収入などが <u>80.9</u> 万円

高額介護サービス費等の算定方法（市町村民税世帯非課税等）	年金と所得額の合計が <u>80</u> 万円以下等	年金と所得額の合計が <u>80.9</u> 万円以下等
特定入所者介護サービス費等の利用者負担段階	<u>80</u> 万円 ※	<u>80.9</u> 万円 ※

※本書に該当する記載はありません

要介護認定等の申請における第2号被保険者の医療保険加入の確認方法

介護保険の第2号被保険者は、要介護・要支援認定を申請する際に、医療保険の被保険者証を提示して医療保険加入者であることの確認を受けていました。2024（令和6）年12月2日以降、**健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とするしくみに移行することに伴い、確認方法が変更になりました。**原則として、市町村がマイナンバーを用いた情報連携を実施し、医療保険加入者であることを確認します。 [◇介護L8]

■介護保険法施行規則

変更前	変更後
第2号被保険者は、医療保険被保険者証等を提示するものとする。	市町村は、第2号被保険者が医療保険加入者であることを確認するものとする。

短期入所療養介護、短期入所生活介護の人員基準の変更

管理栄養士の国家資格を取得するには、栄養士の資格を取得していることが前提となっていましたが、栄養士法が改正され、管理栄養士養成施設を卒業した者が管理栄養士国家試験を受ける場合は、**栄養士の資格は不要となりました。**これに伴い、介護保険の指定居宅サービス等の基準において「栄養士」の人員配置を求めていた部分に「管理栄養士」を加え、「栄養士または管理栄養士」とする改正が行われました。

具体的には、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護における栄養士の記載が変更となります。 [◇保健L31] [◇福祉L7]

■指定居宅サービス等の人員基準

変更前	変更後
栄養士	栄養士または管理栄養士

※短期入所療養介護では、本書に該当する人員基準の記載はありません

アルツハイマー型認知症の治療薬、ドナネマブの保険適用

アルツハイマー型認知症の治療薬として、脳内の原因たんぱく質（アミロイド β ）に直接作用し、進行を抑制する効果が見込まれる**レカネマブ**が保険適用となっていますが、これと同様の作用のある**ドナネマブ**が2024（令和6）年11月より保険適用になりました。レカネマブと同様に、軽度認知障害（MCI）または軽度の認知症の人が対象となります。

[◇保健L17]

高齢者の定期予防接種に追加

高齢者の定期予防接種では、従来からインフルエンザワクチン（毎年）と肺炎球菌ワクチン（1回）が対象となっていますが、2024（令和6）年度から新型コロナワクチン（毎年）、2025（令和7）年度からは**帯状疱疹ワクチン**（1回）も対象になりました。 [◇保健L23]